

# 病後児保育を開始します

## ― 病気回復期の乳幼児を対象に ―

市では4月から、病気回復期の乳幼児を対象に病後児保育事業を開始します。

この事業は、保育園に通園中の子どもなどが病気に

なり、回復期にあるが、まだ集団保育が受けられない状態で、保護者が仕事や家族の都合で保育できないとき、市が委託した施設の看護師や保育士が一時的に保育するものです。

◆対象 次の①～④のすべてに該当するお子さん

①市内在住

②生後8週間を過ぎ小学校就学前である

③病気の回復期にあるが、集団保育ができない

④次のいずれかに該当している

(ア)認可保育所に入所している(市内外を問わず)

(イ)ア以外で利用当日に保護者による保育ができない状況にある

◆実施施設 保育所「すこやかハウス」(河原口159)

9-1、☎234・4152

4月開所)に併設の病後児保育専用室。

※運営は社会福祉法人ケアネット

◆定員 1日4人

◆利用時間 月～土7時30分～18時30分(土は18時)

◆休業日 回覧年末年始(12月29日～1月3日)

◆利用料 1人1日2000円(生活保護受給者は免除)。※昼食代別途

◆利用日数 1回(1疾患)につき7日間を上限

◆利用方法 利用日の2日前までに、電話または直接、実施施設へ申し込んでください

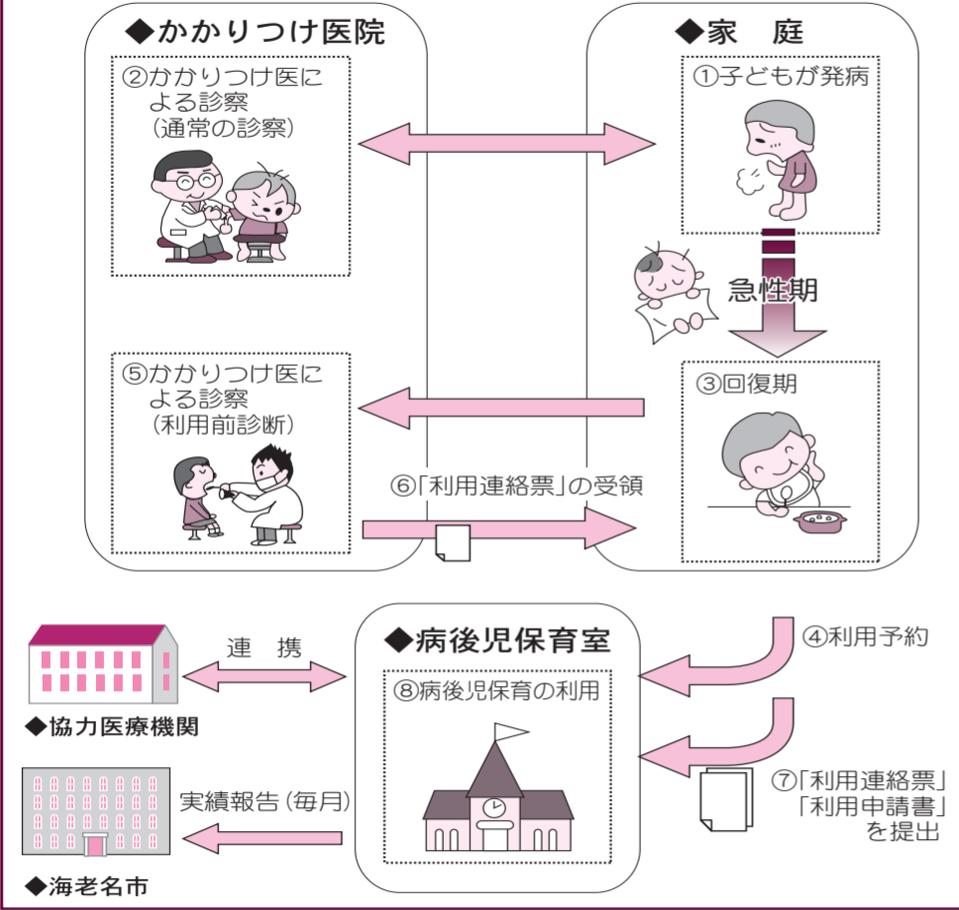
◆提出書類 利用申請書および市医師会所属医療機関発行の利用連絡票(発行手数料1000円)申し込み時または利用当日に施設へ。

※市外の医療機関等では、利用連絡票の発行手数料が異なります

◆その他 症状の悪化や、ほかの児童に感染する恐れがあるときは、利用できない場合があります。

☎ 児童福祉課 (☎235・4824)

## 病後児保育利用手続きの流れ



## 副市長2人体制スタート

### 小山・志村両氏が就任

市では、4月1日付で、副市長に小山晃氏(こやまあきら)と国

分北在住・59歳と志村秀雄氏(しむらひでお)と大谷在任・59歳の2氏が就任し、副市長2人体制がスタートします。

これは、地方自治法の改正により、平成19年4月から従来の助役に代えて副市長を置き、また、その定数を条例で2人と定めたことなどに基づくものです。

#### 副市長の所管事務

小山副市長は、行財政改革に係る施策を、自らの責任と判断により積極的に推進するとともに、市長室・総務部・企画部・財務部・保健福祉部・消防本部関連の事務を所管します。

#### 身近で、自立的な自治体運営へ トップマネジメントを強化

市では、多様な政策課題

に的確かつ素早く対応し、市民のみなさんに身近で、自立的な自治体運営を進めるため、トップマネジメントを強化することとし、副市長2人体制としました。これにより、事務の一部を副市長に権限委任し、市長がこれまで以上に現地・現場を重視した市政運営を行うことで、より「住みやすい、住み続けたい」と感じられるまちづくりを推進します。

☎ 行政経営課 (☎235・4697)

## 70歳未満の方の高額療養費支給方法が変わります

### 自己負担限度額(月額)

| 所得区分     | 3回目までの限度額                | 4回目以降の限度額※2 |
|----------|--------------------------|-------------|
| 上位所得者※1  | 15万円+(医療費-50万円)×1%       | 8万3400円     |
| 一般       | 8万100円+(医療費-26万7000円)×1% | 4万4400円     |
| 住民税非課税世帯 | 3万5400円                  | 2万4600円     |

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯をいいます。

※2 過去12カ月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。

例えば...

入院時の医療費が40万円だった場合(所得区分:一般)

自己負担分 医療費40万円×自己負担割合3割=12万円  
自己負担限度額 8万100円+(40万円-26万7000円)×1%=8万1430円

#### 平成19年3月まで

■窓口負担 自己負担分 12万円

■高額療養費

自己負担分 - 限度額 = 3万8570円が

申請により、あとから支給。

#### 平成19年4月から

限度額適用認定証を提示すると

■窓口負担分 8万1430円

自己負担分が限度額を超えているので、限度額までを負担

■高額療養費分は国保から医療機関に支払われます。

ただし、入院時の食事代や差額ベッド料等は高額療養費の対象外なので、全額自己負担となります。

4月から、70歳未満の方が入院した場合、限度額適用認定証を提示すると、一つの医療機関での支払金額が自己負担限度額(表1)までで済むようになります。申請した月から適用しますので、入院するときは、

保険年金課の窓口で限度額適用認定証の申請をしてください。ただし、国民健康保険税に未納がある場合は、申請できません。なお、限度額適用認定証を提示しなかった場合や、世帯で合算がある場合など

は、今までどおり、市からお知らせしますので、自己負担額が限度額を超えた分について、同課窓口で高額療養費の申請をしてください。

☎ 同課 (☎235・4594)